

平塚市教育委員会令和3年3月定例会会議録

開会の日時

令和3年3月25日（木）14時

会議の場所

平塚市役所本館7階720会議室

会議に出席した者

教育長 吉野 雅裕 委員 林 悦子 委員 目黒 博子 委員 梶原 光令
委員 守屋 宣成

説明のため出席した者

◎学校教育部

学校教育部長	石川 清人	教育指導担当部長	川崎 登
教育総務課長	宮崎 博文	教育総務課教育総務担当長	太田 恵
教育総務課企画担当長	松本 信哉	教育施設課長	平田 勲
学校給食課長	熊川 泰成	学務課長	市川 豊
教職員課長	岩田 裕之	教育指導課長	石井 鮮太
教育指導課学校安全担当課長	斗澤 正幸	教育研究所長	鈴木 真吾
子ども教育相談センター所長	神田 陽一		

◎社会教育部

部長	平井 悟	社会教育課長	鈴木 和幸
中央公民館長	藤田 忠義	スポーツ課長	佐野 公宣
中央図書館長	小林 裕治	博物館長	栗山 雄揮
美術館長	戸塚 清		

会議の概要

【開会宣言】

○吉野教育長

これから教育委員会令和3年3月定例会を開会する。

【前回会議録の承認】

○吉野教育長

始めに、令和3年2月定例会の会議録の承認をお願いする。

（訂正等の意見なし）

○吉野教育長

訂正等の意見が無いので、令和3年2月定例会の会議録は承認されたものとする。

【非公開審議の発議】

○吉野教育長

審議に先立ち会議に諮る。今定例会に提出されている議案のうち、議案第21号については、個人に関する案件であり、公正かつ円滑な人事管理を確保するため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項」及び「平塚市教育委員会会議規則第15条第1項及び第2項」に基づき、非公開での審議を発議する。発議については、討論を行わず可否を決することと規定されているため、直ちに採決を行う。本件の審議を非公開とすることに異議はないか。

(異議なし)

○吉野教育長

全員異議がないので、議案第21号については、全ての案件の最後に非公開で審議する。

1 教育長報告

(1)令和3年3月市議会定例会代表質問及び総括質問概要について

【報告】

○吉野教育長

2月16日から3月17日まで開催された令和3年3月市議会定例会における代表質問及び総括質問の第1回目の発言の概要について、教育委員会所管部分の報告をするものである。詳細は、学校教育部長、教育指導担当部長、社会教育部長から報告する。

○学校教育部長

湘南フォーラムの出村光議員から「平塚市総合計画改訂基本計画施政方針4つの重点施策の中から」として、「安心・安全に暮らせるまちづくり」のうち、「避難所になる学校トイレ洋式化の早期整備」との質問に対し、学校トイレの整備は、大規模改修事業以外にも国の補助金を活用して、改修を進めている。また、多目的トイレの設置についても、学校トイレ整備に合わせて行っている。

トイレ空間の改修は、児童生徒だけでなく、災害時の避難所としての機能を果たすものであると認識しており、今後も安心して快適な整備に向けて、着実に取り組んでいくと答弁した。

しらさぎ・無所属クラブの端文昭議員から「平塚市学校給食の現状と今後について」、「学校給食の現状と課題」として、「中学校で完全給食が実現できていない理由と給食時間が15分しかない理由」との質問に対し、平成23・24年度に設置した検討委員会では、「中学校給食については、老朽化した校舎の施設整備や大規模改修などの、子どもたちの安全安心に関わることで優先して行うことは難しい」との結論がなされた。

平成29・30年度に再び設置した検討委員会からは、「社会構造と生活様式が変化してい

る現在、学校における食の重要度は増大しており、完全給食の実施が望ましい」との提言を受け、中学校完全給食を実施することとした。実施方法はセンター方式として、現在はその実現に向けた作業を進めている。また、給食時間が15分しかない理由については、限られた時間の中に様々な教育活動を割り振って日課表を作成しており、昼食時間は多くの中学校で15分となっていると答弁した。

続いて、「学校給食費を議会に諮らず値上げした理由と小学校給食費の恒久的無償化への見解」との質問に対し、学校給食費については、食材費相当分を保護者が負担することとなっており、必要額を算定し、今年度に改定を行った。この給食費の改定については、小学校長等で構成する「平塚市学校給食会」に諮って決定することになっている。また、小学校給食費の恒久的無償化への見解については、子育て支援施策の一つでもあり、今後の課題と捉えていると答弁した。

続いて、「私会計・公会計の両方式のメリット・デメリットと公会計に移行させる理由」との質問に対し、私会計のメリットは、給食費の徴収管理を学校教職員が直接行うことから、きめ細かい徴収管理ができることである。

一方、デメリットは、給食費の管理や未納者への督促などが、学校教職員の負担となっていることである。

公会計化については、文部科学省から発出された通知においても推進が求められているように、本来は自治体において実施すべきものと認識している。

この公会計化のメリットは、給食費の徴収管理を市が行うことから、学校教職員の負担軽減につながるとともに、安定した給食運営を実現できることであり、これが公会計に移行する理由でもある。

一方、デメリットは、新たに給食費徴収システムの導入経費や人的経費がかかること、未納率が上昇することなどであると答弁した。

続いて、「児童や保護者からの意見要望の給食行政への反映」との質問に対し、本市では、例えば、学校給食費の増額改定に当たっては、PTA 連絡協議会への説明と意見聴取を行うとともに、改定が必要な理由を説明した文書を全ての保護者に配布して、意見を募るなどの手続を行った。

学校給食の事業運営に当たっては、今後も保護者への丁寧な対応に努めるとともに、児童に喜ばれる栄養バランスのとれた、おいしい給食の提供を続けていきたいと考えていると答弁した。

次に、「中学校給食実施に向けた考え方」として、「出来立てでおいしい給食を提供すること」との質問に対し、中学校給食の実施に向けた方向性として、「安全・安心でおいしい適温給食の実現」を構想の柱として位置付けている。

具体的な取り組みとしては、保温機能に優れた食缶の導入や、効率的な配送計画とすることで、温かくておいしい給食の提供ができるように努めていくと答弁した。

続いて、「共同調理場は一極集中ではなく、分散化してリスク回避を図ること」との質問に対し、現在の東部と北部共同調理場では、万一食中毒が発生した場合でも、被害を最小化することや食材の安定的な確保などの観点から、各調理場で2コースの献立で調理している。

新たな共同調理場においても、小学校と中学校でそれぞれ複数の調理コースで運用する

ことを想定していると答弁した。

続いて、「給食の従事者にコロナ感染者が発生した場合への対応」との質問に対し、学校給食の調理場においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に記載されているとおり、現在も「学校給食衛生管理基準」に基づいて調理作業や配食を行っている。また、給食の従事者は、日々体調チェックを行い、新型コロナウイルスへの感染等が判明した際は、速やかに責任者に連絡するとともに、出勤を停止させ、感染拡大防止措置をとることとしていると答弁した。

続いて、「大磯町や二宮町との給食の広域連携について」との質問に対し、学校給食の実施については、各自治体の子育て・教育の施策に基づき行われるものであり、広域連携においての実施は想定していない。また、現時点では、大磯町、二宮町からの広域連携の打診は受けていないため、新たな共同調理場は、既存の 21 校の小学校分と、新たに実施する中学校 15 校分の給食提供を 1 場で提供可能であること、供用開始時期の必要食数とそれ以降の減少傾向を考慮した施設の大きさとしていると答弁した。

次に、「新共同調理場の整備・運営に係る事業手法等」として、『学校給食基本構想・基本計画』の策定はどこにいくらで委託したのか」との質問に対し、本委託業務については、「学校給食基本構想・基本計画」の策定支援業務と合わせて、中学校 15 校で給食を受け入れる施設を整備するために必要な調査・検討を行う「学校施設調査」、新たな共同調理場の整備・運営に係る事業手法を検討するための「PFI 導入可能性調査」などを同時に委託している。

これらの複数業務を一括で「株式会社長大 南関東支店」に、税込 2,200 万円で委託していると答弁した。

続いて、「なぜ PFI 手法で事業を行うのか。食の安全は確保できるのか」、「なぜ市が設計、発注、建設しないのか」との質問に対し、新たな共同調理場の整備・運営等事業については、「平塚市 PPP/PFI 優先的検討ガイドライン」に則り、PFI 導入可能性調査を実施し、「財政負担額の削減」、「令和 6 年 9 月までの供用開始」、「財政支出の平準化」、「リスク発現時の円滑な対応」などの観点で検討した結果、「市が設計、発注、建設を行う従来の手法」よりも PFI の事業手法が有利であるとの結論から導かれたものである。

食の安全の確保については、献立作成や食材などの選定、食材の納品時の検収、調理作業の確認などは引き続き、本市の栄養士などが行っていく。また、調理を担う民間事業者については、その事業者が持つノウハウをいかした、厳密な衛生管理による給食提供を実施させるとともに、業務状況を確認するためのモニタリングを行っていくと答弁した。

続いて、「なぜ相模川右岸の 1 か所だけなのか。災害リスクへの対策はあるのか」との質問に対し、新しい共同調理場の整備についての考え方は、「用地取得」、「効率的な給食運営」、「栄養教諭等の配置」及び「コスト」の 4 つの観点から複数の整備案について検討を行い、共同調理場の 1 場集約と単独校調理場の維持が、最も優位であるという結論に至った。また、立地については、いくつかの候補用地の中で、土地の要件や留意点を整理し、さらに下水道や都市ガスなど、インフラの整備状況や接続道路の状況、臭気など、周辺環境への配慮などを基に検討を行い、「田村九丁目」が最適地であると決定をした。

災害リスクの対策については、調理施設が浸水被害に遭うことは防がなければならないので、整備に当たっては十分に考慮して造成等の対策を講じる必要があると考えていると

答弁した。

続いて、「給食の運搬方法はどうか。片道の所要時間の最大見込み」との質問に対し、現在、東部・北部共同調理場では、2トントラックで小学校に給食を配送しており、トラックによっては、複数校のコンテナを積載することで、効率的な配送を行っている。

新たな共同調理場からの給食提供についても、中学校を含めた、効率的で安全な配送計画となるよう取り組んでいく。

また、片道の所要時間は、当日の交通状況にもよるが、最も遠い学校は土沢中学校で、35分程度と見込んでいると答弁した。

続いて、「事業者選定委員会の役割や審議事項、委員『5人以内』の理由、委員の選び方」との質問に対し、事業者選定委員会は、PFI法に基づき事業者選定をするための各種手続等について、調査・審議することを目的として設置するものである。

具体的には、事業者募集に当たっての実施方針と要求水準書等を審議するほか、評価基準の決定や、その基準に基づく事業者の提案等の評価・審議、事業者の決定など、事業者選定に関する一連の調査・審議に関する事項を行うものである。

委員構成については、新たな共同調理場の整備運営等の事業内容及び事業者選定に関する学識経験者5人とする予定である。官民連携、建築工学、栄養学、法務、金融・財務の5分野を想定しており、各専門分野の団体や大学交流等からの推薦などにより選出する予定であると答弁した。

無所属の久保田聡議員から「本市における幼児教育・保育について」、「本市における公立園の必要性和幼児教育に対する考え方」との質問に対し、公立幼稚園は、少子化の進展や保育需要の変化、施設の老朽化などの背景があるが、配慮を必要とする子どもの受入れや、小・中学校、特別支援学校との連携などに取り組んでいる。

幼児教育に対する考え方は、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続に向けて、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を目指すことであると考えていると答弁した。

続いて、「ひばり幼稚園の5年存続に至った理由と今後の方向性」との質問に対し、ひばり幼稚園については、「平塚市公立園再編検討会」を設置し検討を重ね、令和2年8月に方向性を決定した。

その中では、現園舎が耐震基準を満たし当面建替えの必要がないこと、港こども園の運営状況を研究する必要があることから、当面は公設公営として存続することとした。

今後は、園を取り巻く社会状況の変化、施設の状態などを総合的に見極め、廃園、又は統合による認定こども園化などについて、5年後を目途に改めて検討すると答弁した。

○教育指導担当部長

公明ひらつかの秋澤雅久議員から「教育長に問う」として、「GIGAスクール構想について」のうち、「クラウド上での学びと蓄積されるデータの活用」との質問に対し、クラウド上での学びは、インターネットを通じてどこからでもデータを保存、利用できるシステムや授業支援ソフト、学習ドリルソフトを活用するもので、学習効果や学習意欲の高まりが期待される。

タブレット端末を活用して、課題を配布したり、回収したりすることができるようにな

る。また、児童生徒同士が自分の考えを共有したり、編集したりしながら協働学習をすることもできるようになる。

データの活用については、児童生徒の学習状況等がクラウド上に記録され、教員がいつでも確認することができ、一人一人の教育的ニーズや学習状況に応じた適切な指導にいかすことができると答弁した。

続いて、「各学校に整備したインターネット回線のセキュリティ対策」との質問に対し、本市では通信速度の低下を防ぐために、各学校からの回線をサーバ室等に一旦集約してからインターネットへ接続する「センター方式」ではなく、各学校から直接インターネットへ接続する「学校個別接続方式」を採用している。

この方式では、学校ごとにセキュリティ対策を行う必要があるため、各学校にネットワーク上のセキュリティを統合管理する機器を設置することにより、外部からの攻撃への対応やウイルス対策等を講じていると答弁した。

続いて、「フリーWi-Fi『00000JAPAN』の安全性」との質問に対し、本市では小・中学校に避難所を開設した場合、GIGA スクール構想で整備したネットワーク回線を「00000JAPAN」に切り替えて、主に避難場所となる体育館で、誰でも Wi-Fi 接続できるようにしていく。

「00000JAPAN」は、通信の暗号化等のセキュリティへの対応が行われていない仕様となっているため、利用は緊急時の安否確認や情報収集にとどめるとともに、やむを得ず ID やパスワード等の入力が必要な Web サイトに接続する場合は、利用者自らセキュリティ対策を取った上で行っていただくなどの注意喚起を行う必要があると考えていると答弁した。

続いて、「個人情報保護条例のオンライン結合」との質問に対し、本市の小・中学校でのクラウド環境の利用形態は、個人情報保護運営審議会への諮問が必要なオンライン結合には該当していないが、「委託等に伴う措置」であることから、事前に審議会への報告が必要となる。

今後、クラウド環境の利用方法等に変更が生じる場合は、児童生徒の個人情報を保護するために、その都度、担当部署に確認を取りながら、必要な手続きを行っていくと答弁した。

続いて、「休業期間中の児童生徒の学習状況、学習結果の把握、評価の仕方、自ら学びに向かう動機づけ、機器の家庭への持ち込みの見解」との質問に対し、休業期間中の学習状況、学習結果の把握や評価は、郵送や登校日に児童生徒から提出された課題を確認することで行った。また、確認した課題を児童生徒に返却して個別指導にいかしたり、登校再開後の授業において、児童生徒の理解が不足している部分を再度説明したりした。

自ら学びに向かう動機付けについては、児童生徒の実態等を踏まえ、適切な教材を提供するとともに、家庭訪問や電話等で声掛けをしたり、一日の学習の見通しを示すなど、可能な限り計画性を持った家庭学習を促したりすることで取り組んだ。

機器の家庭への持ち込みについては、運用のルール等を定めるため課題を洗い出し、今後、国が示す指針等と合わせて、検討をしていくと答弁した。

続いて、「ICT 支援員の増員、これまでの教員研修と導入校の活用状況、効果、課題、教員からの相談体制」との質問に対し、教員への支援体制は今まで以上に必要になると考えているため、ICT 支援員を増員する。

これまでの教員研修については、順次タブレット端末の操作や、授業支援ソフトの活用研修会を実施している。

既に研修を終えた導入校においては、タブレット端末の画像を大型モニターに投影するなどの活用が進み、児童生徒の興味関心を高め、学習理解へつながるような効果も表れている。

課題として、全ての教員がスムーズかつ効果的に活用できるようになることが挙げられる。相談体制として、ICT 支援員が対応するとともに、タブレット端末納品業者による電話サポート窓口を開設していくと答弁した。

続いて、「授業における機器の活用度を向上させる工夫」、「不安を感じる教員の ICT 活用指導力の向上のサポート」との質問に対し、今後、各学校にタブレット端末を活用した主体的、対話的で深い学びのある授業づくりの推進を積極的に依頼していく。さらに、指導主事に関わる「授業づくり推進事業」として指定校を設け、タブレット端末の効果的活用について検証し、その結果を他の学校に広く周知することで、活用度を向上させていく。また、ICT 活用研究部会を立ち上げ、より具体的な実践事例について調査・研究を行い、各学校に紹介するなど、教員の不安解消に努めていくと答弁した。

続いて、「GIGA スクール構想で目指す教育」、「個別最適な教育を実現するための方針についての見解」との質問に対し、一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が確実に育成できることを目指している。

授業中の一人一人の反応を把握したり、個々の学習履歴を記録したりすることで、子どもの発達を踏まえた指導や充実した学習評価が実現できるようになる。

本市の子どもたちに合った教育、先生方に必要な研修を精査し、取り組むべき内容を保護者や教員等に周知しながら、GIGA スクール構想で目指す教育の実現に努めていくと答弁した。

次に、「コミュニティ・スクールについて」、「導入に至った経緯、目的、期待する効果、今後の予定について」との質問に対し、本市ではこれまで、学校評議員制度や中学校区サポートチームシステム、地域教育力ネットワーク協議会等により、学校運営や児童生徒の健全育成を充実させるとともに、コミュニティ・スクールについても研究、検討をしてきた。また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、コミュニティ・スクールにすることが努力義務化され、新学習指導要領にも、社会に開かれた教育課程の実現の重要性が述べられている。

これまで積み上げてきたものをいかし、「地域とともにある学校」になることを目的として導入することにより、子どもたちの学びや体験活動が充実する、教員が子どもと向き合う時間が確保されるなど、様々な効果が期待できると考えている。

今後は、令和 4 年度中のパイロット校立ち上げに向け、準備を進めていくと答弁した。

湘南フォーラムの出村光議員から「GIGA スクール構想」について、「学習に必要な通信環境の整備状況」との質問に対し、昨年 11 月に家庭の Wi-Fi 環境についての調査を行った上で、国の補助金を用いて、650 台のポケット Wi-Fi ルーターを調達した。また、併せて、現在学校で活用している通信機能付きのタブレット端末をポケット Wi-Fi ルーターに機種変更することで、十分な台数が確保でき、Wi-Fi 環境が整っていない家庭での学習に必要なインターネット通信環境を整えられると考えていると答弁した。

続いて、「教師への支援体制」との質問に対し、現在ネットワーク工事が完了した学校よ

り順次、タブレット端末の操作方法や授業支援ソフトの活用方法の研修会を実施している。

ICT 機器の不具合等も想定されるので、ICT 支援員を増員するとともに、電話によるサポート窓口を開設し、教員を支援していくと答弁した。

続いて、「英語の指導者用デジタル教科書について、授業での活用と授業はどう変わるのか」との質問に対し、指導者用デジタル教科書の特徴は、音声やイラスト、映像資料、さらに、教員が作成した資料等、児童生徒の理解を促すための教材をワンクリックで大型モニターに提示できることである。

さらに、音声スピードの変更や画像の拡大等も可能であり、児童生徒の実態に応じて指導者が調整しながら活用することができる。それにより、児童生徒の興味関心をより高めるとともに、コミュニケーションの目的や場面を意識した活動がしやすくなり、学習の理解が深まる。また、外国人英語指導者の活用とともに、ネイティブスピーカーの話す英語に触れる機会も増え、言語活動の更なる充実を図ることもできると答弁した。

清風クラブの数田俊樹議員から「切れ目のない質の高い教育をみんなに」として、「各機器の配置状況及び見込み」、「ネットワーク工事の進捗状況及び見込み」との質問に対し、2月22日現在の進捗状況としては、市内の小・中学校全45校のうち、タブレット端末は38校、大型モニターは43校で配備が完了、ネットワーク整備工事は32校で完了し、3月末までに全小・中学校への機器の配備及びネットワーク整備工事が完了する見込みである。また、モバイルWi-Fiルーターについては、3月末までに各学校へ配備する予定であると答弁した。

続いて、「大型モニター、タブレットを活用し授業を行っている学校の状況について」との質問に対し、大型モニターやタブレット端末を配備した学校においては、ICT 機器の活用が始まっている。また、児童生徒が一人一人のタブレット端末を活用し、必要に応じてインターネット上の情報を収集したり、カメラ機能を使ってインタビューの取材活動に取り組んだりしている等の報告もいただいていると答弁した。

続いて、「学校からの相談内容及び現状のサポート体制について」との質問に対し、活用が始まっている学校からは、タブレット端末等の ICT 機器の操作方法、不具合に関する問合せや具体的な活用法に関する相談等がある。

現状の体制としては、タブレット端末納品業者によるサポート窓口を開設し、電話相談を受け付けている。また、教育研究所の所員が学校へ出向き、現地で対応するなどのサポート体制をとっていると答弁した。

続いて、「セキュリティ管理を統括する責任者はどこになるのか」との質問に対し、現在、学校においては、教育委員会が定めた「学校教育ネットワーク利用基準」に基づいて利用し、教育研究所長が情報セキュリティの責任者となっている。

GIGA スクール構想に伴い、児童生徒一人一台の端末配備をすることで、個々のアカウントの配付や、クラウドシステムの利用等によって、管理や運用方法が大きく変わるが、情報セキュリティ責任者は、引き続き、教育研究所長が行う予定であると答弁した。

続いて、「重過失の破損の場合の対応はどのように取り扱うのか」との質問に対し、故意又は重過失による機器の破損や故障時には、保護者に修理費用等の負担を求める場合もある。

ICT 機器を児童生徒が使用する際には、適切に扱う等の指導を徹底していくと答弁した。

続いて、「モバイル Wi-Fi ルーターの貸出し基準」との質問に対し、現段階では、昨年 11 月に行った家庭の Wi-Fi 環境調査をもとに、自宅に Wi-Fi 環境のない児童生徒を対象として貸し出す予定である。

今後発出される国の方針や他の自治体の状況も参考にしながら、再度貸出基準を検討していくと答弁した。

続いて、「行政部局との子どもたちの活動における連携」との質問に対し、現在、行政部局と連携した活動の一つとして、土沢中学校ではインターネットを活用してリトアニアの生徒との交流を進めており、非常に有効な取り組みであると考えている。

GIGA スクール環境が整う来年度については、まずは教員・児童生徒ともに、通常の授業を通じて新しい環境に慣れていく必要はあるが、行政部局と連携した新たな取り組みについては、今後も検討していくと答弁した。

続いて、「新型コロナウイルス感染リスクがある中における部活動運営の現状と課題」との質問に対し、昨年 8 月 31 日以降、3 つの密が重ならないよう、実施内容や方法を工夫するとともに、基本的な感染症対策を徹底し、部活動を実施してきた。

しかし、年末からの本市及び神奈川県域の感染状況や、神奈川県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、中学校長会と協議し、1 月 19 日から緊急事態宣言解除日前日までは部活動を行わないこととした。

生徒、教職員等の健康安全の確保と部活動の機会の保障を両立することや、許容のラインを決めていくことの難しさに課題があると認識していると答弁した。

続いて、「子どもたち、保護者、教員からどのような声が届いているか」との質問に対し、生徒、保護者からは、部活動を行うことによる感染リスクを心配する声もあれば、活動の場を設けてほしいという声も届いている。

学校からは、緊急事態宣言中は徹底して感染拡大を避けるという理由で、活動は控えたいとの声が届いていると答弁した。

続いて、「緊急事態宣言下における、県内の状況と本市の判断」との質問に対し、現在まで部活動を行っていないのは、本市と横須賀市となっている。また、鎌倉市においても、2 月 11 日までは活動を行っていなかった。その他の自治体でも、校内の活動に留めたり、土日の活動は中止したりと、各市町村の感染状況やその推移等を踏まえて活動を制限した自治体が多いと認識している。

本市では緊急事態宣言の発出、市内の感染状況の推移、学校に関する新型コロナウイルス感染症に関する報告と、中学校長会の意向等を総合的に踏まえて判断したと答弁した。

公明ひらつかの石田美雪議員から「一人も取り残さない明るい未来の為に」として、「学校での目を守る取り組みについて」、「本市児童生徒の健康診断における視力検査の結果」との質問に対し、眼鏡等使用者を視力 1.0 未満に含めて集計すると、令和元年度の調査結果では、小学校で 31.0 パーセント、中学校で 58.6 パーセントが視力 1.0 未満となっていると答弁した。

続いて、「児童生徒の目の疲労軽減に向けた本市の対応」との質問に対し、教室の明るさについては、学校環境衛生基準に基づき、学校薬剤師による教室の照度の測定を行い、適切な学習環境の確保に努めている。また、カーテンを活用し窓からの映り込みの防止を図るとともに、教室内の明るさを調整し、目の疲労軽減に役立てていると答弁した。

続いて、「タブレットの使い方について、児童生徒の姿勢悪化や視力低下等の健康上留意すべきことについて指針が必要ではないか」との質問に対し、文部科学省が策定した「児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック」や、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」等を通して、教室の明るさや画面への映り込みなど環境面の配慮、目と画面との距離を 30 センチメートル程度以上離すなど姿勢に関する指導、心身への影響が生じないよう日常的な観察をすることなどについて各学校に周知してきた。

今後、国から示される指針等を踏まえ、健康上留意すべきことや健康に配慮した指導について、研修会を通じて教職員に改めて周知するとともに、リーフレット等で保護者にも周知していくと答弁した。

無所属の小泉春雄議員から「教育長に問う」として、「児童・生徒の学びの場をどう確保するか」のうち、「令和 3 年度の校内外での学びの場のスケジュール化」との質問に対し、今年度、各学校はコロナ禍での学校運営となり、感染防止対策を施すために、指導方法を工夫したり、内容の精選を行ったりした。

来年度も、どのようにしたら学校行事を安心、安全に実施できるか、また、今年度の経験を踏まえ、行事の新しい在り方を検討しながら、各学校では現在、令和 3 年度の年間計画を立てているところであると答弁した。

続いて、「今年度の授業の遅れは出ていないか」との質問に対し、今年度は、臨時休業や分散登校があったが、夏季休業の短縮や行事の精選等を行ったこと、また、学校での教育活動と家庭での学習課題を効果的に連動させる等、工夫しながら計画的に授業を進めたことで、各学校、それぞれの学年の授業内容は、現時点では年度内に終わる見込みであると答弁した。

○社会教育部長

湘南フォーラムの山原栄一議員から「『これからの平塚市図書館運営のあり方（素案）』から」として、「多様な利用者をカバーする図書館サービス網の構築について」との質問に対し、本市では、中央図書館及び 3 つの地区図書館と、図書館から離れた地域をカバーする移動図書館でサービスを展開しているが、施設・設備の老朽化の進行や新しい生活様式に合わせた環境整備など、提供している図書館サービスを見直す必要がある。

このような現状や課題を踏まえ、費用対効果からの検証を含め、民間活力を活用して、中央図書館、地区図書館の役割を見直し、4 館体制を維持するとともに、ICT の活用による電子図書館を利用した図書館サービス網の構築を図っていく。また、移動図書館が担ってきた来館できない人へのサービスは、代替手段の十分な検討を行い、現在のステーション方式によるサービスは廃止していくと答弁した。

続いて、「地域の読書環境整備の考え方と進め方やスケジュール感について」との質問に対し、公共図書館として全ての市民に読書する環境を保障し、持続可能なサービスを行うためには、地域内にある様々な施設と連携し、いつでも本が読めるようなデリバリー型による配本サービスや、予約した本を図書館まで行かなくても受け取れるサービスの提供が必要となる。

このようなサービスを展開していくことによって、図書館から離れた地域でも本に触れ、

読書に親しむことができる環境を整えていきたいと考えている。

地域の読書環境の整備については、電子図書館の導入は、令和3年7月頃を目指し、予約資料の受け取り・返却場所の増設については令和3年度中に実施していく。また、障がい者など図書館サービスを受けにくい人も十分なサービスを受けられるよう、出前図書館や団体貸出等のアウトリーチサービスの充実についても、早期に着手し取り組んでいくと答弁した。

清風クラブの黒部栄三議員から「さらに、選ばれるまち・住み続けるまちに」として、「今後の図書館運営について」、「本市図書館の現状と課題」との質問に対し、現在、デジタル化の推進や新たな感染症対策など、多様化する図書館サービスに対するニーズをしっかりと捉え、図書館運営全体の方向性を示すため、「これからの平塚市図書館運営のあり方」の策定作業を進めており、図書館サービスをより充実させていく施策の展開を図っていく。

図書館が抱える課題としては、施設面では、「新しい生活様式に合わせた環境整備」、資料面では、「電子図書館などの ICT の活用」、利用面では、「開館日や開館時間の見直し」、サービス面では、「レファレンス機能の強化」、来館できない人へのサービス事業では、「移動図書館巡回サービスの見直し」などが挙げられると答弁した。

続いて、「本市図書館に対する市民の要望」との質問に対し、「これからの平塚市図書館運営のあり方」の策定に向け、市民の図書館に対するニーズを把握するため、郵送による調査及び来館者アンケートやインタビューによる調査を実施した。

これらの結果から見てきた市民が望む図書館の姿としては、居心地の良い図書館やライフステージに合った資料の収集及び提供、来館しなくても資料を借りられる電子図書館の導入や、図書館以外の公共施設でも予約した本を受け取りたい、などの要望があったと答弁した。

続いて、「図書館に指定管理者制度を導入するメリットとデメリット、課題」との質問に対し、地区図書館へ指定管理者制度を導入するメリットは、民間事業者によるレファレンス・サービスやノウハウをいかした独自企画の展開による利用者満足度の向上、開館日数・開館時間の延長といった利便性の向上など、図書館利用者の増加につながる効果が期待できる。また、中央図書館と地区図書館が管理運営面において相互に刺激を受け、より一層充実した図書館となることも期待できる。

一方で、デメリットは、指定管理者の指定期間があることから、業務の継続性をどのように保ち続けていくのか、また、地域とのつながり、連携をどのように図っていくのか、などが課題となっていると答弁した。

【質疑】

○梶原委員

中学校の給食時間が15分しかないことについての質問があったが、医学的にはあまり良いとは言えない。早食いをしてしまうと、満腹中枢が働くまで食べ過ぎてしまうため、肥満や成人病の原因になってしまうことがある。給食時間についても、学校における一つの教育時間であるので、できればもう少し余裕を持った時間が確保されればと思う。

さらに、GIGAスクールについて、先生方もこのことの対応に集中し過ぎて、子どもたちと対面で行う教育が疎かにならないように留意していただいたい。

○学校教育部長

15分の給食時間に引き続いて、昼休みが設定されていることから、食事に時間がかかる場合には、その時間も含めて充てている状況もある。また、完全給食の実施を進めていく中で、生徒にアンケートを行ったところ、15分では短いという意見もあったので、今後においてこの結果を踏まえた検討を行うが、限られた日課の中、工夫をして15分を設定しているので、難しい部分もあるが、子どもたちのために考えていきたい。

○教育指導担当部長

GIGA スクール構想によって、対面での授業を疎かにすることは本末転倒であると思う。

子どもたちの思いや状況をしっかりと感じることは、授業を行う中で大切にしなければいけないことであるので、このことに併せて、授業をより効果的にするための一つのツールとして GIGA スクール構想があることを踏まえて、各学校と研修などを進めていきたい。

(2)令和2年度子ども教育相談センター研修等事業報告について

【報告】

○吉野教育長

令和2年度に開催した各種研修会・研究会の業務報告をするものである。詳細は、子ども教育相談センター所長から報告する。

○子ども教育相談センター所長

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きく、実施できなかった、又は書面開催となった研修会等が多くあった。

特に、毎年参加ニーズの高い、夏季休業中に実施する「教育相談・支援教育研修会」を一度も開催できなかったことについては、次年度は何らかの形で開催してほしいという学校現場の声をたくさんいただいている。また、実施できたものについても、参加人数を制限したり、会場レイアウトを変更したり、参加人数を減らすために同じ担当者会を3回に分けて実施したりしたものもあった。

「特別支援学級訪問研究会」では、本来であれば、五領ヶ台分校を除く小・中学校全43校を7校から8校の6ブロックに分け、授業研究を通した実践的な研究会となるものであるが、3密回避を第一に考え、3回の予定のうち2回を中止し、実施した1回は、広い会場を急遽変更し、理論に関する集合研修という形での実施となった。

次年度は、どの研修会等も実施方法等を工夫し、予定どおり開催できるよう努めていく。

【質疑】

な し

(3)令和2年度就学相談・指導のまとめについて

【報告】

○吉野教育長

令和２年度の平塚市教育支援委員会の審査結果について報告するものである。詳細は、子ども教育相談センター所長が報告する。

○子ども教育相談センター所長

障がいのある児童生徒等に特別な教育を提供するために、特別支援学級等に在籍替えを行うには、平塚市教育支援委員会による適切な在籍の場についての判断が必要となる。

その審査数は、新就学児と在籍児童・生徒合計 135 人で、前年度よりも 12 人減少した。

これにより、３月 25 日現在、令和３年度の特別支援学級在籍児童・生徒数は、五領ヶ台分校を除き、小学校で 21 人増加の 428 人、中学校で 11 人増加の 205 人となり、市内特別支援学級在籍の児童・生徒数は、全体で 633 人となる見込みである。また、市内の小学生に対する通級による指導は、今年度よりも 8 人増の 209 人で開始する予定である。

毎年、特別支援学級在籍児童・生徒数は 30～40 人、通級による指導を受ける児童数は 10 人前後増えている状況が続いている。

【質疑】

な し

(4)その他

な し

2 議案第36号 令和3年度平塚市教育の方針について

【提案説明】

○吉野教育長

令和３年度平塚市教育の方針を定めるものである。詳細は、教育総務課企画担当長が説明する。

○教育総務課企画担当長

今回の特徴として、新型コロナウイルス感染症対策に関する記述を新たに記載している。

まず、第１章「（１）基本的な考え方」、また「（２）実施計画の位置付け」では、本実施計画は、本市の平塚市教育振興基本計画である奏プランⅡに示されている施策の推進を図るため、教育委員会各課が令和３年度に取り組みを進める事業の実施計画という位置付けになっている。

実施計画については、外部の学識経験者による教育委員会の点検評価の結果や、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて構成事業を見直ししながら、年度ごとに計画を定めていきたいと考えている。

「（５）構成事業の見直しについて」では、令和３年度は事業をより分かりやすくするための名称変更や、スリム化のための統合を行っている。また「学校安全法務強化事業」と

「電子図書館事業」を新規事業としている。

「(6) ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた新たな日常に向けた事業」を掲載しており、コロナ禍においては、従来の事業の見直しの契機となり、特にここに挙げている4つの事業に関して、デジタル化による新たな取り組みとなっている。

続いて、第2章「実施計画と構成事業」についてである。奏プランⅡは、3つの基本方針と10の施策から構成されているが、本実施計画では、この10の施策を具現化するために必要であると考える107の事業を構成事業として位置付けている。

基本方針1「確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実」を例として、まず冒頭に、基本方針1の方向性と、目標とする指標を示している。これを受けて、施策1「確かな学力の育成」を具現化するために必要であると考える11の事業を、施策2「豊かで健やかな心身の育成」を具現化するために必要であると考える14の事業を、施策3「社会で活躍するための学びの推進」を具現化するために必要であると考える7つの事業を、それぞれ事業計画として位置付けている。

同様の構成で、基本方針2「子どもたちの育ちを支援する環境の充実」について、施策4から6として、新規事業である「学校安全法務強化事業」の概要も含めて掲載している。

さらに、基本方針3「文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実」について、施策7～10として、具現化するための必要な事業を位置付けている。

なお、「新たな日常」へ向けた取り組みも検討していく。また、奏プランⅡでは、地域や関係機関などと共に全市的に展開していく教育を「ひらつか教育」と捉え、連携・協働の視点に重点をおき取り組みを展開する、『「ひらつか教育」の持続的な発展に向けた連携の推進』といった考え方を明記している。

これを受け、本実施計画では、その方向性を記載するとともに、それぞれの連携先を記載している。また、巻末に参考として、構成事業の担当課ごとの一覧を記載している。

【質疑】
な し

【結果】
全員異議なく原案どおり可決された。

3 議案第17号 平塚市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について

【提案説明】
○吉野教育長

令和3年4月期における事務局の組織改正等に伴い、関連する規則の一部を整備するものである。詳細は、教育総務課長が説明する。

○教育総務課長

今回の改正点は2点で、1点目は、令和3年4月期の組織改正としては、学校教育部教

育施設課における「建築担当」が、中学校完全給食の推進など、教育委員会所管の施設整備に関する業務の増加に対応するため、2担当に分割することから、規定を整備するものである。

そして、2点目は、学校教育部学校給食課において、学校給食費の公会計化に伴い、所管する事務について、規定を整備するものである。

改正の詳細については、まず「第1条」において、教育施設課「建築担当」を「建築第一担当 建築第二担当」に改める。

続いて、所管事務を掲げている「別表」においても、第1条と同様に、教育施設課「建築担当」を「建築第一担当 建築第二担当」に改めている。

そして、この別表の「学校教育部 学校給食課」の所管事務としては、第1号の次に、新たな第2号として「学校給食費に関すること。」を加え、現行の第2号から第7号までを第3号から第8号までとして、1号ずつ繰り下げて規定するものである。

なお、この規則改正の施行期日は「令和3年4月1日」となる。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

4 議案第18号 教育委員会事務局等職員の人事発令について

【提案説明】

○吉野教育長

令和3年4月期の教育委員会事務局等職員の人事発令のうち、管理職員の発令について諮るものである。詳細は、教育総務課長が説明する。

○教育総務課長

教育委員会事務局等職員の人事発令のうち、部長、課長等の発令について説明する。

始めに、退職が6件、内訳としては、定年退職が3人、学校へ転出が3人である。

次に、出向が5件、内訳としては、いずれも市長部局への出向である。

次に、任命が4件、内訳としては、市長部局からの出向が2人、割愛採用が2人である。

最後に、昇格が3件である。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

5 議案第19号 平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会規則について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものである。詳細は、学校給食課長が説明する。

○学校給食課長

この規則の「制定理由」として、平塚市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するものである。

次に、「規則の要点」として、委員会の委員について定めるほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

次に、「規則の構成」として、第1条では、この規則の趣旨を定めている。第2条では、この委員会の委員について、任期は2年であることなどを定めている。第3条では、委員会の委員長は互選とすることなどを定めている。第4条では、委員会の会議について、会議の成立要件や議決方法などを定めている。第5条では、外部の者から意見の聴取等を求めることができることを定めている。第6条では、委員の除斥について、第7条では、委員会の庶務について、それぞれ定めている。第8条では、この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項を、委員長が委員会に諮って定めることを定めている。

最後に、附則では、この規則の施行期日を4月1日と定めている。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

6 議案第20号 平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会の委員について委嘱するものである。詳細は、学校給食課長が説明する。

○学校給食課長

議案第19号において、平塚市学校給食センター整備等事業者選定委員会の運営等に関する規則を御承認いただいたが、この議案第20号では、この規則第2条に基づき、事業者選定委員会の委員を学識経験者のうちから新たに委嘱するものである。

なお、委員の人数については、この委員会を設置することを定めている、「平塚市附属機

関設置条例」において、この委員会においては「５人以内」と規定されており、次の５人となる。

始めに一般社団法人国土政策研究会理事である伊庭良知氏、続いて大学教授である山崎俊裕氏、続いて大学准教授である森真理氏、続いて弁護士である深山愛美氏、最後に公認会計士である守泉誠氏である。

なお、委嘱年月日は、令和３年４月１日である。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

８ 議案第22号 子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に掲げる幼稚園等に係る平塚市施設等利用給付認定等に関する規則を廃止する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市施設等利用給付認定の取扱いを変更することに伴い、規則を廃止するものである。詳細は学務課長が説明する。

○学務課長

平成27年4月に幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、「子ども・子育て支援新制度」の取り組みが始まった。

市内の私立幼稚園で、この新制度の取り組みに移行した幼稚園は、市長部局が支援に関する事務を担当することになり、移行をせずに幼児教育の運営を行う幼稚園は、教育委員会事務局で引き続き事務を担当することになった。また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化が導入され、幼稚園や保育所等の保育料や、幼稚園の預かり保育料などが上限はあるものの無償となった。この無償化事務を教育委員会で進めるに当たり、規則を制定する必要があったことから、「子ども・子育て支援法第7条第10項第2号に掲げる幼稚園等に係る平塚市施設等利用給付認定等に関する規則」を教育委員会令和元年9月定例会に上程し、承認を受け制定した当該規則に基づいて無償化事務の運用をしてきた。

その一方で、市内私立幼稚園23園のうち、移行予定を含む新制度の幼稚園は、令和3年度に13園と半数を超えることや、今後も移行する幼稚園が増えることが想定されることなどから、市長部局と教育委員会が同様な事務を行う弊害を解消し、適正かつ効率的な事務処理を実施するために、無償化事務について市長部局へ移管して一元化を図ることに伴い、当該規則を廃止するものである。

なお、無償化事務を除く幼児教育に関する事務等は、引き続き教育委員会事務局が対応する。

【質疑】
な し

【結果】
全員異議なく原案どおり可決された。

9 議案第23号 平塚市立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

学校の教育職員の時間外在校等時間の上限等を定めるため、規則を制定するものである。
詳細は、教職員課長が説明する。

○教職員課長

この規則については、文部科学省から昨年度に出された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を受け制定するものである。

この指針では、服務監督権者である各教育委員会においては、「在校等時間の上限方針を規則等において定めること」としており、このことを受け、平塚市の公立学校に勤務する教員の時間外の在校等時間の上限等を定めるため、規則を制定するものである。

これにより、1か月当たり45時間、1年当たり360時間の時間外在校等時間を上限として管理すべきものとするものである。

教員は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法により、一般の事務職員のように、時間外勤務時間の上限を定めた36協定を締結することができないので、教育委員会規則で上限を定め、管理することになる。

今後は、学校と教育委員会が一体となって学校の業務改善に向け、計画的かつ実践的に取り組むこととなる。

なお、客観的な時間外在校等時間を把握するため、ICカードで出退勤時間を記録するシステムを2月に各校に配備し、現在試行を行ってきたが、4月から本格運用とする予定である。

【質疑】
○林委員

学校教育の仕事は、時間外勤務について計り難い部分もあるが、これから教員を目指す方々にとっても、長時間労働を是正していく方向で動いていくことには賛成である。

第3条第2項にある、いわゆる変形労働時間制も含めて、本当に無理のない中で実態把握をしながら、よい方向に動いていくように注視していきたい。

○教職員課長

単に在校等時間の管理をすることだけではなくて、まずは実態把握をしながら、各科又

は学校でできる業務改善、あるいは個々の教員の意識でできる業務改善、このようなことを研究して、よい方向に近付いていくことができればと思っている。また、変形労働時間制については、学校現場から多くの課題や懸念が出ているのも事実としてある。具体的には導入することによって、逆に負担が大きくなるのではないかという声があるので、学校現場と議論しながら慎重に進めていきたい。

○目黒委員

説明があった方向性で進めていってもらいたいと思う。さらに、教職員における業務量の軽減ということを同時にやっていかないと、逆に追い詰めてしまう危険もあると考えられる。ICTの活用や給食費の公会計化といったことは軽減策の一つであると思うが、できるところから徐々に進めていってもらいたい。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

10 議案第24号 平塚市いじめ問題対策調査会委員の委嘱について

【提案説明】

○吉野教育長

平塚市いじめ問題対策調査会委員の任期満了に伴い、新たに委嘱をするものである。詳細は、教育指導課長が説明する。

○教育指導課長

平塚市いじめ問題対策調査会は、いじめ防止対策及び重大事態等に対する調査研究、また学校におけるいじめの重大事態の調査を行うために、本市教育委員会の附属機関として位置付けられており、詳細はこの規則に定められたとおりとなっている。

第2条では、委員について、「対策調査会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。」と規定しており、（１）弁護士、（２）医師、（３）臨床心理士、（４）学識経験者、（５）福祉に関し専門的知識を有する者について委嘱するものである。また、委員の任期は2年とし、再任されることができる。

現在の委員が令和3年3月31日をもって、任期満了を迎えることから、この規則に基づき、5人を委員に委嘱するものである。

任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなる。

【質疑】

な し

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

11 議案第25号 「これからの平塚市図書館運営のあり方」の策定について

【提案説明】

○吉野教育長

今後の目指すべき図書館像を実現していくため、策定するものである。詳細は、中央図書館長が説明する。

○中央図書館長

第1章「これからの平塚市図書館運営のあり方について」では、策定の趣旨や背景、位置付け、期間について記載をしている。

このあり方は「誰もがいきいきと学べ、自慢できる『お役立ち図書館』」を基本理念として、今後の目指すべき図書館像を実現していくために、図書館法及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の基本的運営方針として策定するものである。また、策定に当たっては、「平塚市総合計画」や「平塚市教育大綱」、「平塚市教育振興基本計画」との整合も図り、図書館運営の全体の方向性を示すものとなっており、2021年度から2030年度までの10年間を期間としている。

次に、第2章「平塚市図書館の現状」及び第3章「平塚市図書館の課題の把握」である。

特に、中央図書館では、施設・設備の老朽化が進んでいるほか、図書館全体の利用者の減少傾向もあり、図書館サービスの見直しが必要となっている。また、新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症への対応として、非接触型・非来館型のサービスが求められている。

このような状況の中、「施設」・「資料」・「利用」・「サービス」・「来館できない人へのサービス事業」の5つの視点から現状の確認と、現状から見えてきた課題の把握について記載をしている。

なお、現状を把握するに当たっては、本編の目次の下段に記載があるが、市民の図書館に対するニーズを捉えるため、2019年7月から9月にかけて郵送調査や来館者調査によるアンケート調査とインタビュー調査を実施した。

次に、第4章「基本理念と目指す方向」では、基本理念のもと、3つの目指す方向を記載している。基本理念を「誰もがいきいきと学べ、自慢できるお役立ち図書館」をし、その理念のもと、3つの目指す方向を定めている。

目指す方向1は「多様な利用者をカバーする図書館サービス網の構築」、目指す方向2は「時代のニーズに合わせた図書館への転換」、目指す方向3は「豊かな学びを支援する図書館」とし、中長期的に取り組む重点目標として2点、短期的に取り組む重点取り組みとして3点をそれぞれの目指す方向に記載している。

今後、取り組む内容については、第3章で把握した課題を解決する取り組みとなっている。

【質疑】

○林委員

2点のお願いになるが、まず資料面について、資料の充実というのは本当に大切である

と思うが、市の図書館として、この図書館でなければ得られないようなもの、特に平塚市の資料について充実させてもらいたい。

次に、民間委託について、受付の対応に問題があるような意見も見受けられるので、市民に直接対応することから、教育訓練も徹底してもらいたい。

○中央図書館長

この資料にもあるとおり、「市民が望む図書館の姿」のうち、利用館別の傾向において、平塚市に関する資料を重視する声を多くいただいている。中央図書館には参考室があり、本市に関する資料を収集しており、本市の職員が直営で対応している。今後は集めた資料をデジタルアーカイブにして、より提供の充実を図っていくことも検討している。

民間委託については、中央図書館では令和2年4月から1階2階窓口を導入しており、新型コロナウイルスの関係で休館期間はあったが、6月から通常開館し、9月に来館者へのアンケート調査を行った。その中で、窓口について回答者の8割以上からは比較的よい評価の回答があり、極端なサービスの低下は生じていないと認識しているが、引き続き研修などは行っていく。また、今年2月にも同様にアンケート調査を実施しているので、その結果を踏まえて対応していきたい。

なお、委託事業者においても、司書の資格を持つ方もいるので、よりよいサービスの向上に努めていきたいと考えている。

○守屋委員

意見となるが、図書館のサービスは子育て世代が関わりやすいような本を集めたり、雰囲気を作られていたりして、友人等からも子どもを連れて図書館に行くということを聞くことがある。引き続き、子育て世代の利用者の声も大切にして、サービスを充実させてもらいたいと思う。

○中央図書館長

子育て世代や子どもに関わりのあるいくつかのサービスを行っており、さらに充実させていきたいと考えている。また、中学校区ごとに、子ども読書活動の推進協議会もあるので、ボランティアの方々との意見交換をしながら、よりよいサービスの提供を図ってきたい。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

12 議案第26号 押印を求める手続の見直しのための教育委員会規則の一部を改正する規則について

【提案説明】

○吉野教育長

押印を求める手続の見直しに伴い、関連する規則中の様式について整備するものである。

詳細は教育総務課長が説明する。

○教育総務課長

この規則は、「平塚市押印等の見直し基本方針」に基づき、行政手続におけるオンライン申請など、デジタル化の推進に向けて、市民の利便性の向上や事務の効率化を図るため、「押印」又は「署名」を求める手続の見直しに伴い、条文、別表等に影響しない教育委員会規則について取りまとめまして、様式中の「㊤」を削る整備を行うものである。

整備を行う様式については、4件の規則の様式を改正する。まず、「(1) 平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則」の第4号様式、「(2) 平塚市文化財保護条例施行規則」の第2号様式から第8号様式まで、「(3) 平塚市博物館の設置及び管理等に関する条例施行規則」の第8号様式から第11号様式まで、最後に、「(4) 平塚市美術館の設置及び管理等に関する条例施行規則」の第6号様式、以上の様式につきまして、様式中の「㊤」を削る整備をする。

なお、この規則改正の施行期日は、令和3年4月1日となる。

【質疑】

○林委員

押印廃止というのは、政府の方針や市民の利便性の観点から賛成ではあるが、押印を廃止した場合にこれに代わるものとして、外国などでは署名が考えられるが、何か責任の所在を明らかにする方法はあるのか。

○教育総務課長

全てを無くすということではなく、責任の所在を明らかにする必要があるもの、例えば、子どもたちの安心安全に関わる事項や保護者の同意といったものは廃止しない。単純な事務手続を主として、必要性が明確でないものについて廃止していく方向で進めている。

【結果】

全員異議なく原案どおり可決された。

13 その他

なし

【非公開審議】

○吉野教育長

教育長が、議案第21号の審議に際し、関係課以外の事務局職員の退室を発言した。

7 議案第21号 平塚市教育委員会高等学校等修学支援生の決定について

【結果】

教育長及び学務課長が提案説明を行い、質疑はなく採決をした結果、全員異議なく原案どおり可決された。

【閉会宣言】

○吉野教育長

以上で全ての案件の審議が終了したので、教育委員会 3 月定例会は閉会する。

(15 時 53 分閉会)